



福岡医発第 3484 号 (地)

令和 4 年 3 月 14 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会

会 長 蓮 澤 浩 明

(公 印 省 略)

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」に関する周知について

今般、福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部より、3月6日付でまん延防止等重点措置の対象区域から本県が解除され、それに伴い、「まん延防止措置等重点措置の解除と今後の対応について」定めた旨、別添のとおり周知依頼がありました。

また、まん延防止措置等重点措置が解除されても、感染は収束しておらず、感染の再拡大を招くことがないよう、引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要であることから、3月7日から4月7日までの1か月間を「感染再拡大防止対策期間」(別紙参照)とし、社会経済活動と感染再拡大防止の両立に向け、県民及び事業者へ別添の要請についての協力依頼がなされております。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了解いただき、貴会会員への周知方よろしく願いいたします。

小郡三井医師会より

会長 島田昇二郎

公印省略

3 保 総 第 3 0 0 7 号
令和 4 年 3 月 4 日

公益社団法人福岡県医師会会長 殿

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課長

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」に関する周知について

平素より、本県の新型コロナウイルス感染拡大防止にご理解・ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

1月24日から実施してきた県単独措置に続き、1月27日から約1か月半にわたって、まん延防止等重点措置を続け、その結果、感染状況や医療提供体制の状況については、ピーク時から大きく改善しました。

これらは、新型コロナウイルス感染症との闘いの最前線に立たれる医療従事者の皆様の御尽力によるものでございます。

また、飲食店における営業時間短縮など厳しい要請に、多くの県民及び事業者の皆様にご理解とご協力をいただき、深く感謝申し上げます。

これらの改善傾向をふまえ、国は、3月6日をもってまん延防止等重点措置の対象区域から本県を解除することを決定しました。

しかしながら、まん延防止等重点措置が解除されても、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことがないよう、引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要となります。

このため、3月7日から4月7日までの1か月間を「感染再拡大防止対策期間」（別紙参照）とし、社会経済活動と感染再拡大防止の両立に向け、県民及び事業者の皆様、別添の要請について御協力をお願いいたします。

つきましては、本要請の関係機関などへの周知に、御協力いただきますようお願いいたします。

<添付資料>

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

福岡県保健医療介護部保健医療介護総務課

企画係 安川

電話番号 : 092-643-3238

ファックス : 092-643-3241



公印省略

3保総第3001号
令和4年3月4日

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部員 殿

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部長
福岡県知事 服部誠太郎

まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について

本県新型コロナウイルス感染症対策本部において、令和4年3月4日付けで「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」を定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、内容を十分御了知いただくとともに、関係機関等への周知を図る等の対応をお願いします。

〈添付資料〉

「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」

なお、同日開催されました福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料は以下の URL より取得できます。

《新型コロナウイルス感染症ポータルページ》

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

総務班

電話：092-643-3686

FAX：092-643-3698

「感染再拡大防止対策期間」の概要

○ 期 間 3月7日（月）から4月7日（木）まで

○ 区 域 県内全域

○ 主な要請内容

- ・ ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、三つの密の回避、換気等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ・ 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以内とすること。
- ・ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、2時間以内とすること。（個人宅等での会食を伴う集まりも含む）
- ・ 花見に伴う宴会など、感染防止対策が徹底されていない路上・公園等における集団での飲食は、感染リスクが高くなるため、自粛すること。 等

なお、詳細は、別添資料「まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について」をご参照ください。

また、同日開催されました福岡県新型コロナウイルス感染症対策本部会議の資料は、以下の URL より取得できます。

《新型コロナウイルス感染症ポータルページ》

<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-portal.html>

令和4年3月4日

まん延防止等重点措置の解除と今後の対応について

I 現在の感染状況等

(1) 感染状況

- 新規陽性者数は2月中旬以降減少傾向が続いており、今週先週比※は約3週間継続して1.0を下回っている。また、7日移動平均はピーク時から約4割(4,709人→2,966人)減少している。

※今週先週比=直近1週間の新規陽性者数と先週1週間の新規陽性者数の比。

- 地域別に見ると、直近1週間の人口10万人当たりの数は、福岡市でピーク時から半減(848人→434人)したほか、全ての地域でピーク時から大幅に減少している。
- 年代別では、このところ10代以下で下げ止まりが見られるものの、その他の年代で減少傾向が続いており、特に重症化リスクの高い60代以上の減少が顕著である。

(2) 医療提供体制の状況

- 病床使用率は3月3日時点で56.6%となっており、ピーク時(86.7%)から30ポイント低下している。2月19日以降は安定的に下降しており、3月6日には53%、3月中旬には50%を下回ることが見込まれる。
- 重症病床使用率はこれまでのところ10%を上回ることなく低い水準で推移しており、3月3日時点で7.7%となっている。
- 重症者数と中等症者数の合計は3月3日時点で357人となっており、ピーク時(491人)から3割近く減少している。
- 自宅療養者数と療養等調整中の者の合計は減少傾向が続いており、ピーク時から約4割減少している(約5.2万人→約3.1万人)。

II まん延防止等重点措置の解除

(1) これまでの経緯

- 県では、オミクロン株の影響による爆発的な感染拡大を受け、1月24日から県独自措置、1月27日からはまん延防止等重点措置として、約1か月半にわたって、飲食店における営業時間短縮などの県民及び事業者

の皆様に対する要請を実施してきた。

- 非常に厳しい要請にもかかわらず、これまでに97.5%の飲食店に応じていただくなど、県民及び事業者の皆様の御理解・御協力に心から感謝申し上げます。
- ワクチンの高齢者等への3回目接種については、県においても市町村の接種を支援する広域接種センターを4か所に設置するなど、その促進を図っており、高齢者の接種率は3月6日には約70%に達する見込みである。また、高齢者施設等における接種については、3月6日には接種率が90%を超え、概ね完了する見込みとなっている。
- コロナ病床については、医療機関の御協力をいただきながら随時増床を図ってきた。最近では、3月2日に31床、本日も新たに31床を増床し、国の基準を上回る1,626床を確保している。
- ワクチンの接種促進や病床の確保をはじめ、新型コロナウイルスの最前線で御尽力いただいている医療関係者の皆様に心から感謝申し上げます。
- 現在の措置の取扱いについては、感染の場が飲食から高齢者施設や学校・保育所などに移っている中で、飲食店への営業時間短縮等を中心とする措置を継続することの効果や社会経済活動に与える影響を勘案し、専門家や医療関係者・団体、市町村等の意見を伺うとともに国と鋭意協議を進めてきた。
- その結果、後述のような県独自措置を実施することにより、現在の措置を解除しても医療のひっ迫を回避できると判断し、3月3日、本県のまん延防止等重点措置について期限どおり解除するよう国に要請した。

(2) まん延防止等重点措置の解除

- 本日、政府対策本部は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第31条の4第3項の規定に基づき、本県を含む13県について、3月6日をもってまん延防止等重点措置を実施すべき区域から解除すること決定した。
- なお、現在発動中の福岡コロナ特別警報については、
 - ・ 新規陽性者数の7日移動平均の減少傾向が継続していること
 - ・ 病床使用率は3月中旬には50%を下回ることが見込まれること
 - ・ 重症病床使用率などその他の注視すべき項目の状況も改善していることから、まん延防止等重点措置の解除と同時に3月6日をもって解除し、福岡コロナ警報に移行する。

Ⅲ 今後の対応

(1) 感染再拡大防止の徹底

- まん延防止等重点措置が解除されても、感染が収束したわけではなく、感染の再拡大を招くことのないよう、一人一人が引き続き警戒心をもって慎重に行動することが重要である。
- 特に、これからは春休みや卒業式、人事異動に伴う歓送迎会、花見など多くの人が集まる機会が増える。これまで、このような機会をきっかけに感染が拡大しており、感染再拡大防止の徹底が必要である。
- また、現状、国内におけるオミクロン株の主流はBA.1系統であるが、より感染性が高いとされるBA.2系統も国内で検出されており、今後、その割合は増加する可能性があるため、それに十分備えておく必要がある。
- このため、これまでの経験も踏まえ、3月7日から4月7日までの1か月間を「感染再拡大防止対策期間」とし、社会経済活動と感染再拡大防止の両立に向け、県民及び事業者の皆様にはIVのとおり協力を要請する。

(2) 高齢者を守るための取組

- 高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業について、対策期間中は週1回の頻回実施を継続する。
- 陽性者が発生した施設に対し、感染症専門医や感染管理認定看護師を派遣し、指導・助言を行う。
- 施設内療養を行う施設に対し、療養体制確保等に要する経費として、療養者1名につき最大15万円を助成しているが、対策期間中は県独自に最大15万円を追加し、最大30万円の助成を行う。
- また、新たな取組として、陽性者が発生した施設からの要請に応じ、医師・看護師を派遣し、往診する体制の整備を図る。

(3) 医療のひっ迫回避のための取組

- 引き続き、医療関係者の御協力を得ながらコロナ病床の増床を図る。
- 個々の症状に応じて適切な医療が提供できるよう、陽性判明時のトリアージを徹底する。
- 入院治療の必要ない軽症と医師が判断した患者の早期退院や宿泊療養施設への入所を促進する。
- コロナ回復患者の後方支援病院への転院を促進する。

IV 「感染再拡大防止対策期間」における県民・事業者に対する要請

区域: 県内全域

期間: 令和4年3月7日(月曜日)0時から4月7日(木曜日)24時まで

I 県民への要請

(1) 基本的な事項

- ① ワクチン接種した方も含め、マスクの正しい着用、手指衛生、三つの密の回避、換気等の基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ② ワクチン接種を希望する方は、市町村や県などが設置している接種会場等において、早期の接種に努めること。
- ③ 電車・バス・タクシー等の公共交通機関を利用する際は、常にマスクを着用し、大声での会話を控えること。

(2) 外出・移動(特措法第24条第9項)

- ① 外出にあたっては、ワクチンを接種された方を含め、マスク(不織布マスクを推奨)を着用し、訪問先での手指消毒や検温等を行うこと。
目的地の感染状況、利用する施設の感染防止対策をよく確認して行動すること。特に、高齢者や基礎疾患のある方及びこれらの方と日常的に接する人は慎重に行動すること。
発熱等の症状がある場合は、外出を避け、積極的に医療機関等を受診し、検査を受検すること。
- ② まん延防止等重点措置区域等との不要不急の往来は極力控えること。どうしても必要な場合は、PCR等検査の結果が陰性であることの確認を行うこと。それ以外の地域との県境をまたぐ移動は、「三つの密」の回避を含め、基本的な感染防止対策を徹底すること。

(3) 飲食

- ① 外食の際は、県の第三者認証を受けた感染防止認証店※をはじめ、業種別ガイドラインを遵守している飲食店等を選び、感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛すること。(特措法第24条第9項)

※ 感染防止認証店とは、感染防止対策の認証基準40項目全てを満たし、県が確認・認証し

た飲食店

- ② 飲食店等の利用にあたり、同一グループの同一テーブルの利用は4人以上とすること。(特措法第24条第9項)
(ただし、「対象者全員検査」※を行い、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の利用も可とする)
※ 「対象者全員検査」とは、県が飲食・イベント等における人数制限を要請した場合に、対象者の陰性の検査結果を確認することにより、制限の緩和を可能とするもの。
- ③ 長時間の会食は、気分の高揚、注意力の低下により大声になりやすいため、2時間以内とすること。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ④ 会話の際は、マスクを着用し、大声を出さないこと。(個人宅等での会食を伴う集まりも含む)
- ⑤ 人数にかかわらず感染防止対策が十分でない場合は、感染リスクが高くなることから、別添Ⅰ「感染リスクを避ける飲食店等の利用について」を遵守すること。
- ⑥ 花見に伴う宴会など、感染防止対策が徹底されていない路上・公園等における集団での飲食は、感染リスクが高くなるため、自粛すること。

(4) カラオケ設備の利用

- ① 歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保すること。
- ② マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行うこと。
- ③ 座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避けること。

(5) イベントの参加

- ① イベントの感染防止対策を事前に確認し、対策が不十分な場合には参加を控えるなど、慎重に行動すること。
- ② 入退場時などは、イベント主催者等の指示に従い、密集を回避すること。
- ③ 飲食を伴うイベントでは、感染リスクを下げるため、飲食専用エリア等を利用すること。

(6) 無料検査の継続実施(特措法第24条第9項)

- ① ワクチン接種の有無に関わらず、感染リスクが高い環境にある等のため感染不安を感じる無症状の方は、検査を受けること。

※検査場所の最新情報は県ホームページに掲載又はコールセンターで案内しています。

※発熱等の症状がある場合は、医療機関を受診してください。

2 飲食店への要請(特措法第24条第9項)

(1) 感染防止対策の徹底

① 感染防止認証店

- ・業種別ガイドライン及び認証基準を遵守し、特に、換気を徹底すること。
- ・「感染防止認証マーク」を店外の利用者の見える場所に掲示すること。
- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。
(ただし、認証店のうち、ワクチン検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」による、全員の陰性の検査結果を確認した場合は、同一グループの同一テーブルでの5人以上の案内も可とする)
- ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促すこと。
- ・別添I「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。

② 感染防止認証を受けていない店

- ・業種別ガイドラインを遵守し、特に、換気を徹底すること。
- ・「感染防止認証マーク」の取得申請に努めること。
- ・同一グループの同一テーブルへの入店案内は、4人以内とすること。
- ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促すこと。
- ・別添I「感染リスクを避ける飲食店の利用について」を遵守すること。
- ・店舗の感染防止対策に関する県の調査に協力すること。

(2) カラオケ設備の利用店

- ① マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行うこと。カラオケボックス等においては、各部屋に消毒設備を設置すること。

- ② 利用者の「三つの密」を避け、換気の確保等、感染対策を徹底すること。
- ③ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、不特定多数の者が一同に会してカラオケ設備を利用することから、特に換気や人との距離の確保を徹底すること。

3 催物（イベント・集会等）の取扱い

（1）催物（イベント・集会等）の開催制限（特措法第24条第9項）

※ 詳細は別添2「催物の開催制限等について」のとおり。

① 5,000人超かつ収容率50%超のイベント（大声なし）

イベント主催者等が感染防止安全計画を策定し、県の確認を受けること。

- ・人数の上限 収容定員まで
- ・収容率の上限 100%

② 上記以外の場合

感染防止安全計画を策定しないイベントについては、イベント開催時に別添「イベント開催時に必要となる感染防止策」への対応状況をホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管すること。

ア 収容定員が設定されている場合

人数の上限 5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方
かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）

イ 収容定員が設定されていない場合

大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2m、最低1m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。

（2）その他の要請

- ① 催物等の開催については、「新しい生活様式」や業種別ガイドラインを遵

守すること。

- ② 主催者は、イベント等の開催に当たっては、その規模に関わらず、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」、イベントの開催中や前後における選手、出演者や参加者等に係るイベント主催者等による行動管理等、基本的な感染防止策を講じること。また、参加者名簿を作成して連絡先等を把握しておくこと。

4 事業者への要請（飲食店を含む）

- (1) 業種別ガイドラインを遵守すること。（特措法第24条第9項）

- (2) 飲食店や宿泊施設は、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得に努めること。

(3) 職場への出勤等

- ① 在宅勤務（テレワーク）の活用、時差出勤、自転車通勤等の人との接触を低減する取組を行うこと。

- ② 「三つの密」や「感染リスクが高まる「5つの場面」」等を回避すること。

特に、「居場所の切り替わり」（休憩室、更衣室、喫煙室等）に注意するよう周知すること。感染防止対策の徹底のため、ビル管理者等は CO₂ センサー等により換気の状態を確認すること。

- ③ 感染防止のための取組※を徹底すること。

※感染防止のための取組（手洗いや手指消毒、せきエチケット、職員同士の距離確保、事業場の換気励行、複数人が触る箇所の消毒、発熱等の症状がみられる職員の出勤自粛、軽症状者に対する抗原定性検査キット等を活用した検査、出張による職員の移動を減らすためのテレビ会議等の活用、昼休みの時差取得、職員寮等の集団生活の場での対策）

- ④ 自社の従業員に対し、職場の内外を問わず感染防止対策の徹底を呼びかけること。感染防止対策が徹底されていない飲食店の利用を控えるよう求めること。

(4) 集客施設に対する要請

- ① 入場の際に、混雑を回避するための措置を講ずること。
- ② 入場者に対して、マスク着用を周知すること。
- ③ 正当な理由なくマスク着用等の感染防止措置を実施しない者の入場を禁止すること。
- ④ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置を講ずること。(飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等)
- ⑤ 手指の消毒設備を設置すること。

(5) 高齢者施設等に対する要請

高齢者施設等における基本的な感染防止対策を「介護現場における感染対策の手引き」をもとに再確認するとともに、以下の取組を積極的に進めること。

- ① 県等が実施している高齢者施設職員等を対象としたPCR検査事業を活用し、職員の受検を促すこと。(特措法第24条第9項)
- ② 通所介護事業所等の利用者に対する健康状態の確認や、マスク着用、手指消毒などの感染防止対策の徹底を図ること。特に、入所施設と併設する通所介護事業所については、職員や動線の分離の徹底など入所施設への感染拡大を防止するための対策に取り組むこと。
- ③ 施設内での感染者の療養や感染した入所者が退院した場合に備えて、病状の急変など緊急時の対応について、嘱託医や協力医療機関との情報共有、連携方法などを再確認すること。また、感染した入所者が退院基準を満たした場合は、元の高齢者施設等が迅速かつ適切に受け入れること。
- ④ 面会者からの感染を防ぐため、オンラインによる面会実施を推進すること。
- ⑤ 職員に発熱等の症状が認められる場合は、当該職員が出勤しないよう徹底すること。
- ⑥ 陽性者が出た場合には、施設のゾーニングや介助時の留意点等に関して感染症専門医等からの指導・助言を受け、適切に対処すること。

- ⑦ 市町村と連携し、入所者等及び職員のワクチンの追加接種を速やかに実施する。
- ⑧ 施設で陽性者が出た場合に備え、国や県が作成した動画等を活用し、職員に対する研修を行うこと。
- ⑨ 管理者は、日頃から職員の健康管理に留意するとともに、職員が職場で体調不良を申しやすい環境づくりに努めること。

5 学校等に対する要請

学校教育活動は、三つの密の回避やマスクの着用等の基本的な感染防止対策を十分徹底した上で実施し、身体接触や大きな発声を伴う活動等の感染リスクの高い活動は制限すること。また、特に次の点に留意すること。

- ① 生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク及び近距離で一斉に大きな声で話す活動は、実施しないこと。
- ② 実技科目のうち、近距離となる活動や感染リスクの高い活動は実施しないこと。
- ③ クラスマッチ等の感染リスクの高い学校行事は、実施しないこと。
- ④ 課外授業等については、進学・就職のための指導に関するものを除いて、実施しないこと。
- ⑤ 部活動については、活動内容に応じた感染防止対策を徹底した上で、生徒の安全確保の観点から、必要最小限の日数、時間及び人数での活動とすること。

6 保育所、認定こども園等に対する要請

- ① 保育所等が果たす社会的機能の維持の観点から、感染の防止を図りつつ、できる限り、保育の提供の継続に努めること。また、医療従事者等の社会機能維持者等の就労継続が可能となるよう、休園した保育所等の児童に対する代替保育を確保するなど、地域の保育機能を維持すること。
- ② 感染リスクが高い活動（室内で児童が近距離で歌を歌う遊び、児童を密集させるような遊び・運動）の制限や少人数のグループでの保育など、感染

を広げない形での保育の実践を行うこと。

- ③ 大人数での行事、特に、保護者等が参加する行事については、「三つの密」の回避や基本的な感染防止対策を徹底すること。
- ④ 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については、可能な範囲で、一時的に、マスク着用を推奨すること。ただし、2歳未満児のマスク着用は推奨せず、低年齢児には特に慎重に対応すること。マスクを着用する場合には、息苦しくないかなどの子どもの体調変化に十分注意し、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させないこと。
- ⑤ 保育所等を利用する保護者に対しては、送り迎え時の三密の回避、マスクの着用・消毒といった感染防止策について、協力を得られるよう努めること。
- ⑥ 放課後児童クラブにおいても同様の取扱いとすること。

7 県主催イベントの対応について

上記3と同様の取扱いとする。

※ 対応状況は、県のホームページに随時掲載する。

感染リスクを避ける飲食店の利用について

別添1

飲食店の遵守事項

利用者の遵守事項

レストラン・居酒屋等

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・座席は、真正面の配置を避け、座席間隔を1m以上確保する。又は テーブル上にアクリル板を設置し区切る
 - ・テーブル間やカウンターは1m以上の間隔をあけるか、アクリル等で区切る
- 30分に1回、5分程度2方向の窓を全開等で十分な換気を確保する
- 利用者への呼びかけ等
 - ・飲食時以外のマスク着用を徹底するよう促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるように促す
 - ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける
 - ・同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とする
(ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可)
- カラオケ設備の利用店
 - ・マイクやリモコン等は、利用する者が変わる都度、必要に応じて消毒を行う。カラオケボックス等は、各部屋に消毒設備を設置
 - ・飲食を主として業としている店舗(スナック、カラオケ喫茶等)においては、特に換気や人との距離の確保を徹底する

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
- 利用時
 - ・利用する飲食店の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないように会食する
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える
 - ・同一グループの同一テーブル利用は4人以下とする
(「対象者全員検査」を行い、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で、参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)
- カラオケ設備の利用
 - ・歌唱の際はマスクを着用し、人との距離を2m以上確保する
 - ・マイク等は、利用する者が変わる都度消毒を行う
 - ・座席の間隔を1m以上確保し、正面の着座は避ける

宴会場

- 業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策に取り組んでいることを客観的に示すことができる「感染防止認証マーク」の取得申請に努める
- 利用者間の距離の確保等
 - ・食事を提供する場合は収容定員の50%以内とする
 - ・食事の提供は着席形式とする。(立食形式は提供しない)
 - ・座席は、真正面の配席を避け、座席間隔を1m以上確保する。またはテーブル上にアクリル板等を設置し区切る
 - ・テーブル間は1m以上の間隔をあけるか、アクリル板等で区切る
 - ・挨拶者(ステージ)と参加者間との距離は2m以上確保する。又はアクリル板等を設置し区切る
- 換気の徹底
 - ・換気用機械や扉の開放等により場内換気を行う
- 利用者への呼びかけ等
 - ・主催者に対し、参加者を把握できるよう事前登録制などを促す
 - ・飲食時以外はマスクを着用するよう、場内アナウンス等により促す
 - ・入店時に検温・手指消毒を促す
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話は避けるよう促す
 - ・滞在時間が長時間(2時間以上)とならないよう促す
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控えるよう呼びかける
 - ・同一グループの同一テーブルでの利用は4人以下とする
(ワクチン・検査パッケージ制度の登録店において、「対象者全員検査」により、利用者の検査陰性を確認した場合は5人以上案内可)

- 予約時
 - ・県の第三者認証を受けた認証店をはじめ、業種別ガイドラインに示されている感染防止対策を遵守する飲食店を利用する
 - ・主催者は参加見込み数をもとに人との距離(着席時1m以上)が確保できる広さの会場を選定する。
 - ・食事を提供する場合は収容定員の50%以内の開催とする
 - ・立食形式は控える。
- 利用時
 - ・利用する宴会場の感染防止対策を守り、協力する
 - ・飲食時以外はマスクを着用する
 - ・入店時に検温・手指消毒を行う
 - ・利用者同士のお酌、グラスの回し飲み、大声での会話など、感染リスクが高まる行動は控える
 - ・長時間(2時間)を超える利用は控える
 - ・グループで複数テーブルを利用する場合は、テーブル間の移動は控える
 - ・同一グループの同一テーブル利用は4人以下とする
(「対象者全員検査」を行い、ワクチン検査パッケージ制度の登録店で、参加者全員の陰性の検査結果を提示する場合は、5人以上利用可)

催物の開催制限等について

1 催物の開催制限等の要請

催物（イベント・集会等）の開催制限等については、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づき、3月7日（月曜日）から4月7日（木曜日）まで、イベント主催者及び施設管理者に以下のとおり要請する。

2 イベントの開催制限の目安等

イベント主催者及び施設管理者はイベントを開催する場合、別紙1「イベント開催等における必要な感染防止策」に留意すること。なお、人数上限及び収容率要件による人数のいずれか小さい方を限度とする。

- ① 別紙2「感染防止安全計画」を策定し、県による確認を受けた場合
人数上限は収容定員まで、収容率の上限を100%（大声なし）とする。

※「感染防止安全計画」は、イベント開催日の2週間前までを目途に県に提出すること。提出後に計画の変更が必要になった場合には、イベント開催日直前の連絡となることがないよう、必要になった段階で速やかにイベント主催者等から県に連絡・相談すること。

- ② それ以外の場合

人数上限5,000人又は収容定員の50%のいずれか大きい方かつ収容率の上限を50%（大声あり）又は100%（大声なし）とする。

なお、この場合、別紙3「感染防止策チェックリスト」をイベント主催者等が作成・HP等で公表すること。イベント主催者等は、当該チェックリストをイベント終了日より1年間保管すること。

①及び②のいずれの場合についても、イベント等の開催に当たっては、接触確認アプリ（COCOA）の活用について、主催者等に周知すること。

実際のイベントが大声での歓声、声援等が想定されるか否かについては、「大声」を「観客等が、(ア)通常よりも大きな声量で、(イ)反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントを「大声あり」に該当するものとする。

＜大声の具体例＞

観客間の大声・長時間の会話

スポーツイベントにおいて、反復・継続的に行われる応援歌の合唱

※得点時の一時的な歓声等は必ずしも当たらない。

3 留意事項

ア 感染拡大防止に必要な取組の継続等

- ・ 収容定員が設定されていない場合、大声ありのイベントは、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）を確保し、大声なしのイベントは人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保すること。
- ・ なお、大声ありのイベントについて、十分な人と人との間隔（できるだけ2 m、最低1 m）の維持が困難な場合は、開催について慎重に判断すること。
- ・ 飲食を伴う又は飲食が可能であるイベントについては、感染者が飲食した場合の周辺への感染リスクを高める可能性があることから、飲食専用エリア以外（例：観客席等）においては自粛を求めること。ただし、発声が無いことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため飲食時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。
- ・ イベント開催後、「感染防止安全計画」を策定した主催者は、別紙4「イベント結果報告フォーム」を1か月以内に県に提出すること。結果報告については、同様のイベントの場合は、問題発生時に速やかに提出すること。
- ・ 同様のイベントを複数回・複数日開催する場合は、初回にまとめて提出可能とする。

- 4 感染防止策の不徹底などの問題が確認されたイベント主催者等への対応等
- 感染防止策の不徹底が確認された場合や速やかな結果報告資料の提出がなされなかった場合は、実効的な改善策が策定・実施されると判断するまでの間、今後開催予定のイベントに関して収容率上限を50%とする。

【 添付資料 】

- 別紙1 「イベント開催等における必要な感染防止策」
- 別紙2 「感染防止安全計画」
- 別紙3 「イベント開催時のチェックリスト」
- 別紙4 「イベント結果報告フォーム」
- 別紙5 「感染状況に応じたイベント開催制限等について」

イベント開催等における必要な感染防止策

別紙 1

項 目	基本的な感染対策
①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底	□飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる * 大声を「観客等が、㊦通常よりも大きな声量で、㊩反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を施さないイベントは「大声あり」に該当することとする。 * 大声を伴う可能性のあるため収容率を50%とする場合でも、常に大声を出すことは飛沫防止の観点から望ましいものではないため、対策を徹底すること。 * 飛沫が発生するおそれのある行為には、大声での会話を誘発するような、大音量のBGMや応援なども含む。 * 適切なマスクの正しい着用については、厚生労働省HP「国民の皆さまへ（新型コロナウイルス感染症）」参照。
②手洗、手指・施設消毒の徹底	□こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施） □主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施
③換気の徹底	□法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上）の徹底 * 室温が下がらない範囲での常時窓開けも可。 * 屋外開催は上記と同程度の換気効果と想定。 * 必要に応じて、湿度40%以上を目安に加湿も検討。

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
④来場者間の密集回避	□入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施 □休憩時間や待合場所での密集を回避するための人員配置や動線確保等の体制構築 ＊入場口・トイレ・売店等の密集が回避できない場合はキャパシティに応じて収容人数を制限する等、最低限人と人とが触れ合わない程度の間隔を確保する。 □大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保 ＊「大声あり」の場合、座席間は1席（立席の場合できるだけ2 m、最低1 m）空けること。
⑤飲食の制限	□飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底 □食事中以外のマスク着用の推奨 □長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛 ＊発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない。 □自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

イベント開催等における必要な感染防止策

項 目	基本的な感染対策
⑥出演者等の感染対策	☐有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常からの出演者（演者・選手等）の健康管理を徹底する ＊体調が悪いときは医療機関等に適切に相談。 ☐練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。 ＊練習時等であっても、適切なマスクの正しい着用、出演者やスタッフ等の関係者間の適切な距離確保、換気、必要に応じた検 査等の対策が必要。 ☐出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）
⑦参加者の把握・管理等	☐チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握 ＊接触確認アプリ（COCOA）や各地域の通知サービス（BluetoothやQRコードを用いたもの等）を活用。 ＊原則、参加者全員に対してアプリダウンロードまたは、氏名・連絡先等の把握を徹底。 ☐入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止 ＊チケット販売時に、有症状の場合は早めに連絡・キャンセルすることを周知すること。 ☐時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

※上記に加え、自治体からの要請や各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

感染防止安全計画

1. 開催概要

※「感染防止策チェックリスト」の開催概要の添付でも可

イベント名	(開催案内等のURLがあれば記載)	
出演者・チーム等	(多数のため収まらない場合 → 別途、一覧をご提出ください。)	
開催日時	令和 年 月 日 (時 分 ~ 時 分) ※複数回開催の場合 → 別途、開催する日時の一覧をご提出ください。	
開催会場	(会場のURL等があれば記載)	
会場所在地		
主催者		
所在地		
連絡先	(電話番号、メールアドレス)	
収容率 (上限)	☐ 収容定員あり 100%	☐ 収容定員なし 人と人が触れ合わない程度の間隔 いずれかを選択 (いずれも大声がないことを担保)
収容定員	〇〇,〇〇〇人	—
参加人数	〇〇,〇〇〇人	
ワクチン・検査パッケージ制度の活用	☐ 緊急事態措置区域：人数上限 10,000 人を収容定員まで緩和 ☐ まん延防止等重点措置区域：人数上限 20,000 人を収容定員まで緩和	
その他 特記事項		

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとする。

2. 具体的な対策

①飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底

＜チェック項目＞

- 飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる

(※) 大声の定義は「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とする。

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- マスクを着用しない者や大声を出す者に対する個別注意等の具体的方法の検討・実施
 - マスクを着用しない者や繰り返し大声を発する観客の退場措置の事前準備・周知（チケット購入時の約款に明記等）。
 - 応援自粛に係るファンクラブ等との事前調整。
 - 警備員や映像・音声によるモニタリング、個別注意や退場の徹底のための実施計画。
- 新たな鑑賞・応援方式を根付かせるための取組の工夫（演者からの呼びかけ等）

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) 

②手洗、手指・施設消毒の徹底

＜チェック項目＞

- ☐ こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施）
- ☐ 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- 具体的な手洗場、手指消毒液の設置場所、準備個数等の検討・実施
- 施設内の消毒（箇所・頻度等）の計画の検討・実施
- アナウンス等での手洗・手指消毒の呼びかけ

(記載欄)

(3) 

③換気の徹底

＜チェック項目＞

- ☐法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（１時間に２回以上・１回に５分以上）の徹底

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- 各施設の設備に応じた換気計画の検討・実施
 - 施設に備わっている換気設備の確認、その仕様を踏まえた適切な換気計画の策定。
 - CO2 測定装置による常時モニターや映像解析を活用した換気状況を確認するための手法の検討・実施。
 - 換気能力維持のための定期的な検査・メンテナンス。

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

④来場者間の密集回避

<チェック項目>

- ☐ 入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施
- ☐ 休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築
- ☐ 人と人とが触れ合わない間隔の確保

<具体的な対策>

<記載項目（例）>

- 開場時間の前倒しや時間差・分散退場の実施、交通機関との連携（駅付近の混雑度データを踏まえた増便等）による誘導計画
- 密になりやすい場所での足形マークの設置、マーキング、誘導員等の配置による誘導等の実施計画
- CO2 測定装置等を活用した混雑状況の把握・管理と適切な誘導
- 収容率を踏まえた、密集回避に適した観客席の座席配置の工夫

（記載欄）

- (1) ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (2) ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○
- (3) ○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

⑤飲食の制限

＜チェック項目＞

- 飲食時における感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底
- 飲食中以外のマスク着用の推奨
- 長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛（ただし、発声がないことを前提に、飲食時以外のマスク着用担保や、マスクを外す時間を短くするため食事時間を短縮する等の対策ができる環境においてはこの限りではない）
- 自治体の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討）

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- 飲食可能エリアにおける飛沫感染等を低減する具体的な感染防止策の策定
- 飲食・アルコールを必要最小限に抑える方策の検討・実施
- 安全なイベント開催のための、飲酒による大声発生等の問題発生時には退場処分や酒類の提供中止等の対策を事前に周知

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) 

⑥出演者等の感染対策

＜チェック項目＞

- 有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する
- 練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する
- 出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く）

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- 日常から行う出演者やスタッフ等の健康管理方法の検討
 - 出演者やスタッフ等の必要に応じた検査の実施。
 - 健康アプリの活用等。
- 出演者やスタッフ等と観客の接触防止策（動線計画・ファンサービスの自粛等）の策定、出演者やスタッフ等及び観客双方への呼びかけ

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) 

⑦参加者の把握・管理等

＜チェック項目＞

- チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握
- 入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止
- 時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起

＜具体的な対策＞

＜記載項目（例）＞

- チケット購入時の参加者の連絡先把握
- COCOA や各地域の通知サービス等による来場者情報の把握・管理手法の確立（アプリ等の確実なダウンロードや来場者情報を把握するための具体的な措置の検討）
- 直行・直帰等のイベント前後の感染対策に関する具体的な措置
 - 会場での直行・直帰の呼びかけ。
 - 警備員による公共交通機関への誘導等。
- 検温・検査実施のための体制・実施計画
- 有症状者の入場を防止できるキャンセルポリシーの整備

(記載欄)

(1) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(2) ○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

(3) 

※提出時には、イベントのチラシや計画書等（既存資料）、参考とした業種別ガイドライン等も添付してください。

3～4は、該当する場合のみ記載してください。

3. ワクチン・検査パッケージ制度に関する実施計画

※緊急事態措置やまん延防止等重点措置の発令時に、人数上限を超えて、収容率100%での開催をしようとする場合に記載

※「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」（令和3年11月19日新型コロナウイルス感染症対策本部決定）及び「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）及び「「ワクチン・検査パッケージ」の実施に係る留意事項等について」（令和3年11月19日付け事務連絡）を確認の上、下記の項目について、実施の有無をチェックしてください。

※本県は、国の「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」に基づき、**対象者全員検査の場合のみ適用**いたします。

☐ 実施を予定している検査の内容について具体的に記載してください。

（記載欄）

☐ 「検査結果」の確認方法について具体的に記載してください。

（記載欄）

☐ 抗原定性検査を実施する場合には、「ワクチン・検査パッケージにおける抗原定性検査の実施要綱」（令和3年11月19日付け事務連絡）に従い、適切に実施している。

☐ その他の事項についても、「ワクチン・検査パッケージ制度要綱」に従い、適切に実施している。

4. 専門家との調整状況

※専門家の事前確認を受けた場合に記載

助言を受けた専門家：（所属）

（氏名）

主な助言内容：

イベント開催時のチェックリスト

別紙3

【第1版（令和3年11月版）】

開催概要

イベント名

URL:

イベント名

出演者・
チーム等

出演者・
チーム等

開催日時

令和 年 月 日 時 分 ~ 時 分

開催会場

会場所在地

主催者

主催者
所在地

主催者
連絡先

(電話番号)

092- -

(メールアドレス)

収容率
(上限)



100% (※)
(大声なし)



人と人が触れ合わない
程度の距離



50% (※)
(大声あり)



十分な人と人との間隔
(できるだけ2m、最低1m)

収容人数

〇〇,〇〇〇人

参加人数

〇〇,〇〇〇人

その他
特記事項

大声なしの場合は、大声なしと判断した理由や、大声を伴わないことを担保する具体的な対策を記載ください。

(※) 大声の定義を「観客等が、通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」とし、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当することと整理する。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

① 飛沫の抑制（マスク着用や大声を出さないこと）の徹底



【大声なしの場合】
飛沫が発生するおそれのある行為を抑制するため、適切なマスク（品質の確かな、できれば不織布）の正しい着用や大声（※）を出さないことを周知・徹底し、そうした行為をする者がいた場合には、個別に注意、退場処分等の措置を講じる。

（※）大声の定義を「観客等が、①通常よりも大きな声量で、
②反復・継続的に声を発すること」とする。

【大声ありの場合】
「大声なしの場合」の「大声」を「常時大声を出す行為」と読み替える。

② 手洗、手指・施設消毒の徹底



こまめな手洗や手指消毒の徹底を促す（会場出入口等へのアルコール等の手指消毒液の設置や場内アナウンス等の実施。）。
 主催者側による施設内（出入口、トイレ、共用部等）の定期的かつこまめな消毒の実施。

③ 換気の徹底



法令を遵守した空調設備の設置による常時換気又はこまめな換気（1時間に2回以上・1回に5分間以上等）の徹底。

④ 来場者間の密集回避



入退場時の密集を回避するための措置（入場ゲートの増設や時間差入退場等）の実施。



休憩時間や待合場所での密集も回避するための人員配置や動線確保等の体制構築。



大声を伴わない場合には、人と人とが触れ合わない間隔、大声を伴う可能性のあるイベントは、前後左右の座席との身体的距離の確保。

感染防止策チェックリスト

【第1版（令和3年11月版）】

基本的な 感染防止

⑤ 飲食の制限



飲食時の感染防止策（飲食店に求められる感染防止策等を踏まえた十分な対策）の徹底。



飲食中以外のマスク着用の推奨。



長時間マスクを外す飲食は、隣席への飛沫感染のリスクを高めるため、可能な限り、飲食専用エリア以外（例：観客席等）は自粛。



自治体等の要請に従った飲食・酒類提供の可否判断（提供する場合には飲酒に伴う大声等を防ぐ対策を検討。）。

⑥ 出演者等の感染対策



有症状者（発熱又は風邪等の症状を呈する者）は出演・練習を控えるなど日常から出演者やスタッフ等の健康管理を徹底する。



練習時等、イベント開催前も含め、声を発出する出演者やスタッフ等の関係者間での感染リスクに対処する。



出演者やスタッフ等と観客がイベント前後・休憩時間等に接触しないよう確実な措置を講じる（誘導スタッフ等必要な場合を除く。）。

⑦ 参加者の把握・管理等



チケット購入時又は入場時の連絡先確認やアプリ等を活用した参加者の把握。



入場時の検温、有症状（発熱又は風邪等の症状）等を理由に入場できなかった際の払戻し措置等により、有症状者の入場を確実に防止。



時差入退場の実施や直行・直帰の呼びかけ等イベント前後の感染防止の注意喚起。

上記に加え、各業界が定める業種別ガイドライン（該当する業種において策定されている場合）を遵守すること。

イベント結果報告フォーム

別紙4

○イベントの情報（公表する場合、*については適宜）

イベント名	
出演者、チーム	
開催日時	
主催者	
主催者所在地（都道府県） *	
主催者所在地（市区町村） *	
主催者所在地（番地等） *	
開催会場（名前）	
都道府県	
都道府県コード	
会場所在地（市区町村）	
会場所在地（番地等）	
会場収容定員	
予定参加者数	
当日参加者数（不明の場合は“－”を入力）	
催物の類型	
安全計画策定の有無	

※ご報告いただいた内容については、関係各府省庁・各都道府県において、イベント開催の目安設定等の際の判断の参考とさせていただきます。

○**感染者の参加** →大規模クラスター発生の場合は、別途、行政による調査にご協力ください

感染者発生の有無	
感染者数及び確認時点	○,○○○人（○月○日時点）
疑われる感染の態様	
対応状況	
考えられる感染の原因 ※イベント自体ではなく、家庭内感染や催物前後の共通行動が原因と考えられる場合は、その旨ご記載ください	

不使用欄（LOOP便宜のため白字入力済）

○**感染防止策不徹底（感染防止安全計画の記載内容の未実施等を含む）**

感染防止策不徹底の有無	
具体的な不徹底事由	
不徹底の原因	
今後の改善策 （具体的行動、スケジュール）	

感染状況に応じたイベントの開催制限等について

【別紙5】

		感染防止安全計画策定(注1)	その他 (安全計画を策定しないイベント)
下記以外の 区域	人数上限(※3)	収容定員まで	5,000人又は収容定員50%の いずれか大きい方
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
重点措置 地域	人数上限(※3)	20,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注4)	5,000人
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%
緊急事態 措置区域	人数上限(※3)	10,000人 (対象者全員検査により、収容定員まで追加可) (注4)	5,000人
	収容率(※3)	100%(注2)	大声なし:100% 大声あり:50%

※遊園地は、上記の緊急事態措置区域、重点措置区域と同様の制限を適用する。

(注1) 参加人数が5,000人超かつ収容率50%超のイベントに適用

(注2) 安全計画策定イベントでは、「大声なし」の担保が前提。

(注3) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度(両方の条件を満たす必要)。

(注4) 対象者全員検査における検査結果の陰性を確認する対象者は、定められた人数上限を超える範囲の入場者とする。